令和８年（フ）第５２５８号
大阪市東淀川区相川２丁目23番17―306号、前住所大阪市東淀川区大桐４丁目３―24
債務者　藤井　博也
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６３１号
神戸市長田区二葉町８丁目６番８号、住民票上の住所神戸市須磨区関守町１丁目１番３号スママリンコースト203
債務者　中嶋　雅弥
1　決定年月日時　令和８年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３４号
島根県浜田市周布町ロ414番地　（２―103）
債務者　矢吹　真実
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第５４１号
岡山市中区今在家129番地６
債務者　光岡　賢一
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５９７号
岡山市中区湊292番地１　シャーメゾン湊五番館202
債務者　森岡　旨功（旧姓大野）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０４号
岡山市南区豊成一丁目20番８号
債務者　小林　伸幸
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８０号
福岡県飯塚市伊川444番地６　コーポラス和301号
債務者　松本　　弘
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第９６号
福岡県飯塚市横田561番地６
債務者　吉田　直美（旧姓堺屋）
1　決定年月日時　令和８年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和８年（フ）第４７３号
大分市大字小池原880番地の27
債務者　八坂　愛深
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８１号
大分市西新地１丁目１番38号　リベラル大洲601
債務者　山口　宏美
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４８７号
大分市金池町５丁目２番30号　ステーションサイド金池104
債務者　古川すず子
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第５０６号
大分県別府市内竈12―１　グランシード湯の森403号、住民票上の住所大分県別府市大字鶴見2748番地の22
債務者　加藤　義久
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９９号
鹿児島市田上５丁目57番１号　ヒルサイドテラス白金台101号
債務者　今中　　修
1　決定年月日時　令和８年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月４日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第６４号
北海道小樽市新光１丁目７番７号　木下病院内、住民票上の住所北海道小樽市オタモイ１丁目25番26号
債務者　堀川　幸子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第６７号
北海道小樽市桜５丁目１番414号　桜団地４号棟
債務者　石川亜貴子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第６８号
北海道小樽市桜５丁目１番414号　桜団地４号棟
債務者　石川喜美子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部